

平成 26 年 10 月 18日  
全関西学生スキー連盟総務部

## 【休部申請にて新規加盟金の猶予措置制度について】

皆様の大学スキーチーム又は男子部及び女子部において、部員の減少等に伴い一時的にクラブの活動が出来なく休部又はそれに近い状態が生じた場合の措置として、全関西学生スキー連盟では、当連盟での活動ができない期間、(負担金)を免除します。

また、本来ならば、活動が出来ない状態であれば、「退会届」を提出して戴く事となり、一旦、当連盟から正式に退会し、また新たに加盟しますと、(新規加盟金)が必要となりますが、「休部申請を申請していただくことにより(新規加盟金)を免除する措置です。

下記の通り、当連盟に申請して戴きますと、当連盟「理事会又は役員会」において審議の結果、承認された場合において、下記の費用が免除されます。

(＊詳しくは下記をお読み下さい)

### <休部申請の概要>

1. 休部申請は書面による申請が必要です。(注)期間延長の可能性がある場合は、毎年5月15日までに提出してください。
2. 休部の可能性のある初年度の申請提出は、毎年8月ごろまでとします。
3. 猶予年数は、現在、正確には決まっておりませんが妥当と思われる年数とします。但し、毎年5月15日までに申請があることを条件とします。
4. 免除される費用:正式に承認された場合は、下記の費用が免除されます。
  - ① 新規加盟金 1チーム 10,000 円(新規加盟時のみ)
  - ② 負担金(年間)1チーム 60,000 円(男子1部校)、50,000 円(男子2部校・女子1部校)
5. 申請後、休部が連盟承認され、負担金の返納を連盟事務局宛に文書により連絡された場合は、春期に納められた負担金を返納致します。但し、上記「休部申請」後に、選手登録及び各大会の競技会に参加申込があった場合は、その年度に収める負担金を徴収致します。
6. 「休部申請」の種類の様式は別紙に記載します。(但し、例文)

全関西学生スキー連盟 会長殿

年 月 日

【 休部申請 】(例文)

(例文) 全関西学生スキー連盟に加盟しております、〇〇大学体育会スキー部です。今期、当大学スキー部(男子部・女子部)の部員数が減少し、クラブの活動が出来ない状態となり、貴連盟への競技大会等に参加する事が不可能な状態となりましたのでご報告申し上げます。

尚、本年度は活動が出来る状態ではありませんが、希望的で申し訳ございませんが、近い将来、再度、加盟するつもりでありますので、それまでの間、[負担金]の納入、また「退会届」の申請など、ご猶予いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

以上

年 月 日

〇〇〇〇大学

体育会競技スキー部(男子部・女子部)

(部長名又は大学関係者)〇〇〇〇 印

(監督名)〇〇〇〇 印

(申請者名)〇〇〇〇 印

(申請者回生) 〇回生

(申請者住所)〒〇〇—〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(申請者 TEL 又は携帯 TEL)